

東京都板橋区農業委員会

第24期第30回定例総会議事録

令和4年12月23日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 24 期第 30 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 4 年 1 2 月 2 3 日 (金) 午後 4 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 9 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5		9	木村 博之
2		6		10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

議 事

1 協議事項

- (1) 相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について (資料1)

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料2)
合計6件 (内訳：4条関係4件、5条関係2件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について 合計5件 (資料3)
- (3) 農地法第3条の3第1項届出の専決処分報告について (資料4)
- (4) 生産緑地買受者の紹介について 合計2件 (資料5)
- (5) 第62回企業的農業経営顕彰及び第42回農業後継者顕彰における受賞者の決定について (資料6)
- (6) 農地管理指導実施報告について (資料7)
- (7) 認定都市農地の利用状況の報告書について (資料8)
- (8) 農業委員会だより(案)について (資料9)

3 その他

- (1) 新春七草がゆの集いについて (資料10)

4 次回日程

日 時 令和5年1月23日(月) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	久保 秀一	委員
	榎本 勇	委員
出席係員	藤原 仙昌	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	梅宮 崇	書記

事務局 長	<p>只今より、第24期第30回農業委員会定例総会を開会させていただきます。</p> <p>会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、久保秀一委員、榎本勇委員を指名させていただきます。欠席の届出が染宮利章委員、本橋政春委員、安井一郎委員から出ております。</p> <p>それでは、協議事項（1）相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>1ページ、資料1をご覧ください。申請年月日は令和4年12月6日、相続人・被相続人は記載のとおりです。生産緑地番号は41で、土地の所在は、蓮根二丁目25番3、18、22、23の4筆です。</p> <p>登記簿上の地目、現況とも、すべて畑で、面積は合わせて3,227平方メートルでございます。</p> <p>おおむねの位置は、下の案内図で生産緑地番号41の矢印が指しているところで、蓮根保育園の南側になります。2ページにお進みいただいて、相続開始年月日は、令和4年8月29日です。令和4年12月8日に會田会長職務代理に現地を確認していただいております。問題がなければ、3ページ下の証明書を発行したいと思っております。最後に、現地の詳細について、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>生産緑地番号41は、一部収穫が終わり、大根、白ナス、バジル、ブロッコリー、スティックセニョール、ズイキ、とうがらし、ソラマメ等が植えられておりました。</p> <p>証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。</p>
会 長	<p>現地を確認した會田会長職務代理いかがでしたか。</p>
會田職務代理	<p>非常に綺麗に耕作されていて、様々な野菜が植えられておりました。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、証明書の発行をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告事項（1）農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局 長	<p>5ページ、資料2をご覧ください。</p>

<p>書 記</p> <p>事務局長</p>	<p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和4年11月11日から12月10日までに届出があったもので、4件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が高島平四丁目10番9、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は165平方メートルで転用の目的は共同住宅でございます。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は下の専決番号1の案内図で矢印が指しているところ、高島第三小学校の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p> <p>現況は鉄骨造2階建て1棟の共同住宅となっており、現況に対する届出でございます。</p>
<p>書 記</p> <p>事務局長</p>	<p>専決番号2、土地の所在が成増四丁目1,033番4、5の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計507.6平方メートルで転用の目的は駐車場、道路でございます。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業については記載の通りです。おおむねの位置は6ページ上の専決番号2の案内図で矢印が指しているところ、成増四丁目緑地の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p> <p>現況は不耕作地となっており、整地してアスファルト舗装及び砂利敷の駐車場及び道路となる予定となっております。</p>
<p>書 記</p> <p>事務局長</p>	<p>先決番号3、土地の所在が西台二丁目1,570番4、1,574番7の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、現況はいずれも不耕作地です。面積は合計で1,294.56平方メートルで、転用の目的は、公共施設でございます。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は6ページ下の専決番号3の案内図で矢印が指しているところ、西台いこいの家跡地です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p> <p>現況は鉄筋コンクリート造、地下1階及び地上2階建て公共施設となっており、現況に対する届出でございます。</p>
<p>書 記</p> <p>事務局長</p>	<p>先決番号4、土地の所在が徳丸二丁目103番12で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は99平方メートルで、転用の目的は共同住宅です。</p> <p>届出人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置</p>

<p>書記</p>	<p>は7ページの専決番号4の案内図で矢印が指しているところ、板橋有徳高校の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>現況は鉄骨造2階建1棟の共同住宅となっており、現況に対する届出でございます。</p> <p>引き続き、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。こちらでも令和4年11月11日から12月10日までに届出があったもので、2件でございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が小茂根四丁目143番5、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は196平方メートルで、転用の目的は分譲住宅です。</p> <p>譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置はこのページの下専決番号1の案内図で矢印がさしているところ、東京武蔵野病院の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年5月着工、10月完了予定、木造3階建2棟の分譲住宅となる予定となっております。</p>
<p>事務局長</p>	<p>専決番号2、土地の所在が高島平五丁目36番6、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は116平方メートルで、転用の目的は分譲住宅です。</p> <p>譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置は、9ページの専決番号2の案内図で矢印が指しているところ、高島第三小学校の南西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書記</p>	<p>現況は不耕作地となっており、令和5年2月着工、5月完了予定、木造2階建1棟の分譲住宅となる予定となっております。</p>
<p>会長</p>	<p>4条関係4件、5条関係2件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(2)地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは10ページ、資料3をご覧ください。</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でござ</p>

	<p>います。令和4年11月11日から12月10日までに照会があったものの5件でございます。</p> <p>番号1、土地の所在が蓮根二丁目5番48、106、107の3筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、面積は合計983平方メートルで、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件について、11月17日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことなどを確認し、11月25日に東京法務局板橋出張所にその旨を回答しております。概ねの位置ですが11ページ上の番号1の案内図で矢印が指しているところ、蓮根駅の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は共同住宅及び駐車場となっております。いずれも非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
事務局長	<p>番号2、土地の所在が中台二丁目650番1、4、5の3筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、面積は合計519.69平方メートルで、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件について、11月17日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことなどを確認し、11月25日に東京法務局板橋出張所にその旨を回答しております。概ねの位置ですが11ページ下の番号2の案内図で矢印が指しているところ、中台中学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は個人住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
事務局長	<p>番号3、土地の所在が成増四丁目1035番8、33、34、35の4筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、面積は合計386平方メートルで、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件について、11月17日に現地調査を行い、現況が非農地であることを確認するとともに、当該土地については昨年9月に転用届が出ていましたので、その旨を11月25日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置ですが12ページ上の番号3の案内図で矢印が指しているところ、成増四丁目緑地の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は個人住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答</p>

	<p>しております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>番号4、土地の所在が赤塚二丁目303番1、16の2筆で、登記簿上の地目はいずれも畑、面積は合計131平方メートルで、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件について、11月30日に現地調査を行い、現況が非農地であることを確認するとともに、当該土地については、令和元年7月に転用届が出ていましたので、12月2日に東京法務局板橋出張所にその旨を回答しております。概ねの位置ですが12ページ下の番号4の案内図で矢印が指しているところ、松月院通りと東上線が交差するあたりとなります。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は駐車場となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>番号5、土地の所在が高島平七丁目30番4、登記簿上の地目は畑、面積は408平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件について、12月5日に現地調査を行うなどして、現況が非農地であることや過去に転用届が出ていないことなどを確認し、12月6日に東京法務局板橋出張所にその旨を回答しております。概ねの位置ですが、13ページの番号5の図で、矢印が指しているところ、新高島平駅の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は共同住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて報告事項(3) 農地法第3条の3第1項届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
<p>書 記</p>	<p>それでは14ページ、資料4をご覧ください。こちらは、先ほど生産緑地番号41の相続税納税猶予に関する適格者証明書の発行について申請があった方から合わせて農地法第3条の届出があったものでございます。届出年月日は、令和4年12月12日、届出者は記載のとおりでございます。土地の所在は、蓮根二丁目25番3、25番18、25番22、25番23の4筆です。登記簿上の地目はすべて畑、現況も</p>

	<p>すべて畑で、面積は合計で3, 227平方メートルです。権利を取得した日付は令和4年8月29日で、事由は相続でございます。今回書類の提出は、当初12月6日にございましたが、書類に不備がございましたので、改めての提出ということで、12日となっております。そのため、現地確認は、先ほど納税猶予で會田会長職務代理にご協力いただいた際に合わせて行っております。令和4年12月14日に受理通知書を発送済みです。</p> <p>現況については先ほどご覧いただいた通りとなります。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>これは、申請者から提出されたものですか。それとも、事務局から促して提出してもらったものですか。</p>
書 記	<p>届出者から自主的に提出されたものです。</p>
会 長	<p>他に、何か意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(4)生産緑地買受者の紹介について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
書 記	<p>資料5の16ページから19ページ、20ページから22ページの2件です。</p> <p>期限がいずれも1月17日となっております。期限までに買取を希望する農業者の方がいないようでしたら、その旨を板橋区長あてに報告したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(5)第62回企業的農業経営顕彰及び第42回農業後継者顕彰における受賞者の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
書 記	<p>23ページ、資料6をご覧ください。企業的農業経営顕彰につきまして、農業委員会で推薦をさせていただきました田中茂様が27ページにあります通り、東京都農業会議会長賞を受賞されました。</p> <p>続いて、30ページ、農業後継者顕彰につきまして、農業委員会で推</p>

<p>会 長</p>	<p>薦をさせていただきました、富永悠様が東京都知事賞並びに東京都農業会議会長賞のダブル受賞をされました。</p> <p>お二方とも、来年2月16日（木）に開催される64回東京都農業委員会・農業者大会の表彰式において、表彰される予定でございます。</p> <p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(6) 農地管理指導実施報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
<p>書 記</p>	<p>32ページ、資料7をご覧ください。</p> <p>10月31日に実施いたしました、農地利用状況調査における農地管理指導実施報告についてでございます。生産緑地番号43番については、スロープ部分がコンクリートで固められていて、都市計画課に確認が必要ということでご指摘いただきましたので、担当部署に確認いたしました。回答としては、生産緑地法施行令第6条において、幅員が2メートル以下の用排水路又は幅員が2メートル以下の農道若しくは林道の設置又は管理について、政令で定めるものとして許可の必要はないとの回答でした。</p> <p>また、今回、スロープの使い道として、台車を使用して、野菜を運んだりすることを考えると、農道として判断できるので、許可の必要はないものと考えている、との見解でした。</p>
<p>会 長</p>	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。 都市計画課は現場を見て確認していますか。</p>
<p>書 記</p>	<p>現場の写真をこちらから送って確認をしております。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(7)認定都市農地の利用状況の報告書について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局 長</p>	<p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
<p>書 記</p>	<p>33ページ、資料8をご覧ください。</p> <p>自ら耕作の事業の用に供するために都市農地の貸借の事業認定を受けた農業法人から、令和4年12月15日に報告書と合わせて利用状況</p>

		<p>の様子がわかる写真の提出がございました。これは、認定を受けたものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該認定に係る都市農地の利用状況について、区長に報告しなければならないというものです。現地の状況は画面をご覧ください。収穫を終えている様子や、白菜、長ネギ、スティックセニョール、カリフラワー等が植えられており、きれいに管理されていました。</p> <p>今回の報告は特段問題がないものと考えております。</p>
会	長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>この報告書は毎年ですか。</p>
書	記	<p>年一回になります。</p>
会	長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いて報告事項(8) 農業委員会だより(案)について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局 長		<p>こちらは書記からご説明させていただきます。</p>
書	記	<p>37ページ、資料9をご覧ください。</p> <p>12月27日に発行予定の、農業委員会だよりの原稿を載せております。区内農業者、関係団体、区役所の関係部署に発送予定です。37ページの1面は3年ぶりに開催されました第45回板橋農業まつり開催についてと野菜宝船の写真に掲載しています。38ページの2面は農業まつりのオープニングパレード、収穫体験、共進会の様子をそれぞれ掲載し、ページ中ほどに共進会入賞者一覧を掲載しました。下段には、1月7日開催予定の新春七草がゆの集いについて掲載しております。</p> <p>39ページの3面は農地利用状況調査と農業スキル育成講習の様子を掲載しております。最後に40ページの4面は、補助金について、農地法第3条の届出について、区民農園用地を探している旨の案内について、農業者年金制度についてのご案内の記事をそれぞれ掲載しています。</p>
会	長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>発送はいつ頃ですか。</p>
書	記	<p>12月27日に発送予定です。</p>
会	長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。</p>

	<p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>続いてその他（１）新春七草がゆの集いについて、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 長	<p>こちらは農政担当係長からご説明させていただきます。</p>
農政担当係長	<p>それでは、４１ページ、資料１０をご覧くださいと思います。</p> <p>３年ぶりとなります、新春七草がゆの集いの開催についてでございます。今回で３３回目となります板橋区の伝統行事でございます。実施日時は、令和５年１月７日（土）午前１１時から、会場は令和元年度同様、区立城北公園内野球場です。実施内容でございますが、１１時から式典を開始いたしまして、概ね１１時３０分から七草がゆの試食１，０００食を予定しています。この他、繭玉飾りの展示、羽根つき、独楽まわしコーナー、区内産農産物、シクラメンなど花卉の販売と募金活動、従来どおりの内容での開催を予定しております。</p> <p>また、感染防止対策としましては、農業まつりと同様に検温機、消毒液の設置、マスクの着用、希望者には持ち帰り用の器の蓋、レジ袋を用意して持ち帰りもできるようにいたします。併せまして座って七草がゆを食べていただくためのベンチは、従来４０台の設置でしたが、今回は１４０台に増やしまして、約４２０名の方が着席できるベンチを用意いたします。</p> <p>最後に周知方法ですが、明日の広報いたばし１２月２４日号に掲載するほか、町内会掲示板へのポスター掲示、区ホームページにて周知いたします。主催、板橋ふれあい農園会、板橋区、それから板橋区民農園農芸指導員の会、ＪＡ東京あおばのご協力をいただき、開催する予定でございます。また、農業委員の皆様におかれましても、ご協力とお力添えをどうぞよろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>何か、ご意見、ご質問等ございますか</p> <p>議会の皆様には案内を出していますか。</p>
農政担当係長	<p>区議会議員の皆様、板橋区選出の都議会議員の皆様、３名の国会議員の皆様、町会連合会の近隣の支部長様にはすでにご案内をさせていただいております。</p>
会 長	<p>他に何か、ご意見、ご質問等ございますか</p> <p>ないようですので、これもちまして第３０回定例総会を閉会いたします。</p>

(終了時間 午後4時45分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

- ・運営委員会 1月17日(火) 午後2時00分
- ・定例総会 1月23日(月) 午後2時00分